

## 茂原市農業委員会第12回総会議事録

1 開催日時 令和3年11月10日(水) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所502会議室

3 出席委員 14名

1番 齋藤輝児	2番 小川克巳
3番 糸久敏秀	4番 蒔田定雄
5番 中村正明	6番 小高一夫
7番 光橋正人(第二小委員長)	8番 八角徳政
9番 杉浦文子(第二副小委員長)	10番 秋葉仁喜(第一小委員長)
11番 鬼島一郎(職務代理者)	12番 浦島京子(第一副小委員長)
13番 石井利明(会長)	14番 加藤古志郎

出席推進委員 14名

平野芳之	小高 明	森川善仁	関谷 正
富田和男	中澤英夫	深山文雄	風戸茂樹
伊東忠司	富田泰宏	古山光雄	早川昇一
深山 理	矢部友一		

4 事務局職員 6名

事務局長 高貫 敦	局長補佐 丸島浩二
係長 片岡雄一	係長 加藤栄一
主査 吉田茂則	主事 酒井嵩文

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 6件
- ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 5件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 3件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

6 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
軽微な農地改良の届出について  
地目変更登記申請に係る照会について  
農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について  
公共事業に伴う廃土処理事業の届出について  
その他

## 7 総会要旨

局長

本日はお忙しい中、第11回総会にご参集頂きましてありがとうございます。始めに本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席を頂いておりますので成立することをご報告いたします。

本日の議事案件は、農地法第3条の規定による許可申請が6件、第4条の規定による許可申請が1件、第5条の規定による許可申請5件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請が3件の計15件、そして農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についての審議をしていただき、合計16件となります。その後、事務局より報告事項がございます。

それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をすることとなっておりますので、会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

会長

それでは、ただ今より茂原市農業委員会第12回総会を開催いたします。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させて頂いてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は10番秋葉委員と11番鬼島委員にお願いしたいと思います。なお議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

なお1号議案については、新規就農の案件でございます。ご本人にお越しいただいておりますので、この後、意見聴取をいたします。最初に1号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。ただいま話がありましたとおり、はじめに新規就農の案件となります。新規就農においては、申請人の耕作の意思や農業への意欲、具体的な営農計画とその実現に向けた機械、労働力、技術といった要素を総合的に勘案するほか地域農業への影響等を判断する上で、申請書類だけでなく直接お話を伺いたく、今回も申請者にお越しいただいております。

なお、申請者には議案説明の後、入室して頂き、質疑等を行い、申請者が退室後に審議し処分を決定してまいりたいと思います。質疑等につきましては、申請人の「営農計画のチェック表」をご覧になりながらお願いします。

それでは第1号議案です。申請地は、弓渡字門ノ川地先外2筆、田1,970㎡、畑4,451㎡、合計6,421㎡です。弓渡の★★さんが夫の祖父である弓渡の★★さんから使用貸借にて農地を借り受け、新規就農する申請です。就農の動機としましては、子供が小学校、幼稚園に上がり自分の時間を持てるようになったことと、夫の祖父の畑が自宅の前にあるが、高齢で管理することが大変になったためとのことです。

営農計画について簡単に説明します。借り受ける農地にて、秋冬ネギを栽培します。販売計画として、JA長生で390万円の収入を見込んでおり、それに対する経費として195万円を見込む計画となっております。なお、小委員会で指摘のありました減価償却費の20万円ですが、トラクターのリース代とのことです。

次に許可基準です。全部効率利用要件について、機械の確保は、管理機、根切り機、皮むき機を保有していますが、トラクターをリースする計画となっております。労働力は世帯員2名で従事することとなっております。技術については、JA長生農業塾ネギコースで学んでおります。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、今回の申請により50アールを超えております。周辺地域との関係については、周辺の耕作に支障が無いように農薬を使用し、地域の話し合い等に参加したいとのことです。議案説明は以上です。それでは、★★さん入室していただきます。

<★★氏入室>

会長

本日はお越しいただき、ありがとうございます。農業委員会総会では、新規就農

をされる方々には、営農に関する意欲とかをお聞きしたり、また地元の農業委員や推進委員がおりますので、いろいろな助言を受けながら頑張っていたきたいということを含めて意見徴収をさせていただいております。本日はよろしくお願ひします。それでは、私からお聞きしますが、今回の営農に関して動機はいかがでしょうか。

★★氏

★★と申します。よろしくお願ひします。動機ですが、きっかけは、ここには書いていないんですけども、友人が「農協でネギ塾っていうのがあるよ」と言っていて、「それに一緒に行ってみないか」と言われたのがきっかけでして、私自身、子供がいるんですけども、小学校、幼稚園に上がって自分の時間が持てるようになったのと、私の夫のおじいちゃんが、結構、畑を持っていて、相談してみたところ、畑が目前にあるのですが、高齢のために、すべて使い切るのが、やはり結構大変になってきたっていうお話もしていたので、それならば「そこを使ってやっていいよ」ということで、私がネギをやらせていただくことになったわけです。

会長

ネギを研修されているっていうことですけども、当地区は、ネギが非常に産地ということではあります、実際やってみていかがですか。

★★氏

そうですね。まだ始めたばかりで、何とも言えないところもあるんですけども、いろんな方にお話を聞いたり、教えていただいたりしており、体力的にも結構大変なこともあったりするんですけども、自分で育てていって、どんどん大きくなっていくっていうのが楽しみでもあります。

会長

ありがとうございます。それでは、委員の皆さんから、ご質問あればよろしくお願ひいたします。★★委員どうぞ。

★★委員

★★と申します。先日お宅にお邪魔しまして、おじいさまから、いろいろお話を伺ったのですが、見たところ、初めて作ったとは思えないほどの立派なネギを作られておりまして苦労されたかと思ひます。これから、また圃場を借りて、栽培面積を増やすとのことですので、技術的には問題ないと思ひますが、お聞きしたいのは労働力はいかがでしょうか。ご主人さんも含めて2人でやるということでしょうか。

★★氏

はい。そうです。

★★委員

2人で、また2反歩、3反歩と増やしてゆくとすると結構大変かなとは思ひますけれども、そういう若い人が、あのような立派なネギを作ってやってゆくということは嬉しいことですので、頑張ってもらいたいと思ひます。

★★氏

はい。ありがとうございます。

会長

★★委員どうぞ。

★★委員

★★さんとは初めましてではないのですが、先程も友人の方という話もあったので、女性の友人の方もいらっしゃるだろうし、また、先生になっている方もよく存じ上げております。先程、★★委員が言われたように、そういう中で立派なネギを今、作っている状況ですよ。農薬関係とか、泥上げ等の時期であったり、それには適宜がございますので、最初のうちはいろいろ大変だと思ひますけれども、そういったことを先生とかにいろいろ聞いていただいたりして、また、こちらの資料にも農協に出荷となっておりますが、そちらの方の委員もいらっしゃいますので聞いていただきたいです。ちなみに農協には入られたのですか。

- ★★氏 いえ、まだ収穫の方はしてなくて。とりあえず土で留めていて、あと1ヶ月ぐらい置いてから出荷するっていう感じなので、まだ出荷まではしていません。
- ★★委員 出荷ができていなくても、入りますっていう話はもう伝えてあるのでしょうか？
- ★★氏 最後の方には、もう入れていただいています。
- ★★委員 それであれば、流通の流れもある程度できているし、教えてくれる方も存じ上げている方ですので大丈夫だと思います。新規就農で若手の方が入っていただくと地域の活性化にもなりますので、頑張ってくださいと思います。
- ★★氏 ありがとうございます。
- 会長 他にございますか。★★委員どうぞ。
- ★★委員 ★★と申します。ご苦労さまです。新規就農者の方が増えるということは、茂原市にとっても、農業委員会にとっても、誠に結構なことだと思っております。その上でお聞きしますけれども、新規就農者に対しては公的な支援が国で定められていますが、当座はお使いになる予定はないということですか。
- ★★氏 そうですね。全てできるように、5月ごろから植え始めたりっていうことをやっているのですが、その間に資材等は揃えてあって、足りないものはお借りしたりしてやっているのですが、とりあえず資金の面では、そこまでは大丈夫かなと思っています。
- ★★委員 ご存じだと思いますが、5年間の支援の制度があると思いますけれども、それは即使わなくてもという感じでしょうか、当座はそれを活用しないんで頑張っていくということですか。
- ★★氏 受けられれば受けたいなという気持ちはあるんですけども、とりあえず、今現在の状況ではすぐというまでではないです。
- ★★委員 今ある制度に対して、国の方では、さらに支援をしていこうという形で、今検討しているんですね。今検討している分については、今度は各自治体の負担も入った制度も検討しているようです。せっかく今、定められている制度がありますので、どうぞ有効に使って頑張ってくださいと思います。
- ★★氏 ありがとうございます。
- 会長 他にいかがですか。★★委員どうぞ。
- ★★委員 女性の立場から見ますと、子供さんのことや、料理や洗濯など家のこともいろいろあると思います。その上でネギの栽培をやられることはいろいろ大変でしょうけれども、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。
- ★★氏 ありがとうございます。
- 会長 他によろしいですか。それではこの後、委員の皆さんで、最終的に審議をさせていただきます。★★さんにおかれましては、誠にご苦労さまでした。ありがとうございました。
- ★★氏 ありがとうございました。

<★★氏退室>

会長 それでは1号議案の審議に入ります。最初に第二小委員会の報告をお願いします。

第二小委員長 それでは第二小委員会の報告させていただきます。この場所は★★さんのお孫さんがネギ作りをしたいということで新規就農での申請をされましたが、現地を確認したところ、良いネギを作られております。おじいさんの★★さんが指導されています。1号議案につきましては許可の判断となりました。

会長 地元の関係もあります★★委員、改めていかがでしょうか。

★★委員 許可でよろしいと思いますが、気になるのは売上高が390万円となっているんですけれども、先程、★★委員からお話がありましたが、新規就農で所得が一定額を超えちゃうと、150万円の補助が受けられないというのもあるんで。実際、390万でいけるのかどうかっていうのが、ちょっと心配ですね。需要と供給の関係とか、相場の問題があると思いますけれども、5反歩をフルに回転して良い品物であってもということがあるので、使えるものは使った方が良いんじゃないかなって思うのは思います。青年等の新規就農者への150万円の補助金がありますので、そういうものを使って、失敗しないと思いますけど、やる気がなくなるかなと考えております。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ★★委員と★★委員が話されていた補助金制度ですが、ご本人としては使わないようなお話でしたが、私の感触ではかなり意識していると思います。もちろん公的な補助金ですから十分に活用してもらいたいです。技術的にはほとんど問題ないと思いますし、また地域の者との繋がりも結構濃く持っているようですから、全く問題ないと思いますので許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。地元の委員さんも支援していきたいと意見もありました。それでは1号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。

続きまして、営農型太陽光発電事業の案件でございます。3条許可申請の2号議案及び3号議案、関連して5条の許可申請の8号議案と併せて一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、2号、3号、8号議案は営農型発電設備の設置に係る許可申請ですので一括してご説明いたします。参考資料として、お配りした「令和3年第12回総会 議案第2～3号及び8号に係る議案資料」を併せてご覧ください。

審議の流れとして、初めに3条の説明をします。これは営農者が賃貸借により耕作するため3条許可を受けようというものです。次に、5条の発電設備の支柱等の一時転用の説明をいたします。これは太陽光発電の売電事業者が、太陽光パネルを張るための支柱等を農地に立てることの許可を受けようというものです。最後に3条区分地上権の説明をします。これは太陽光パネルを空中に張るため農地の空中部分の権利を得ようというものです。その後、審議をしていただく訳ですが、3条許可、5条許可と順番に判断していただきたいと思っております。

それでは2号議案です。申請地は法目字五反田地先外2筆、田194㎡、畑1,024㎡、計1,218㎡です。栗生野の★★さんが法目の★★さんから土地を賃借権の設定により借り受けようとする申請です。申請理由は、経営規模を拡大して収益の

増加を図りたいためとのことです。借り受ける農地にてサツマイモの栽培を計画しています。

次に許可基準です。全部効率利用要件については、現在賃借人が耕作に供すべき市内の農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はございません。主な機械の保有については、トラクター、管理機、噴霧器、田植機、コンバイン等を所有しています。その他、定植機、ツル刈り機をリースで借り受ける計画です。労働力、技術については、世帯員1名及び臨時雇用の2名を含め3名で従事します。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっています。下限面積要件については、50アールを超えています。周辺地域との関係については、集落の話し合い活動・農道水路の維持管理活動等に積極的に参加するとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

次に、営農型発電設備に係る第5条の規定による許可申請についてご説明します。

8号議案です。農地法第5条許可による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。申請地は、法目字五反田地先外2筆、田194㎡の内0.15㎡、畑1,024㎡の内0.218㎡、合計0.368㎡です。山形県の★★さんが法目の★★さんから賃借権設定により土地を借り受け、一時転用許可を得て、農地に支柱を立てて営農型太陽光発電設備を設置しようとする申請です。

申請理由及び土地選定理由は、採光等の自然条件に恵まれた土地であるためとのことです。事業計画としては、申請地に太陽光パネル計120枚、支柱計44本を設置します。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、再生可能エネルギー発電事業計画の申請をしております。また、市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議申出が提出されております。

地域説明については、新型コロナウイルス感染防止の観点から説明会は開催せず、★★自治会及び★★自治会に資料を配布し意見・要望書に回答した結果、反対意見等はなかったとのことです。周辺農地の営農条件への支障について、埋立て等はいりません。排水は雨水のみで自然浸透です。

なお、小委員会で質問のありました築堤につきましては、工事中に設置し、土砂等の流出防止に努め、水はけが悪い場合は疎水材としてもみ殻を使用し、暗渠工事を行うとのことです。★★土地改良区から同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、いずれも確認を得ております。一時転用の許可期間については、10年で申請されていますが、農林水産省の通知では、担い手が権利を有する農地を利用する場合または荒廃農地を利用する場合は10年以内とされております。許可期間については、許可権者が決定するものと考えます。

その他、設備の撤去時の費用を含め転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて営農型発電設備の許可基準についてです。許可の条件として、農地法の処理基準及び運用通知の定めによる通常判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることが必要であり、営農が行われない場合、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合、下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合等に該当する場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとなっています。なお、荒廃農地を利用する場合は収量の制限はありません。

これを判断するため、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書についてご説明します。配布した資料の13ページをご覧ください。発電設備下部の農地における作付け予定作物はサツマイモです。必要な農作業の計画として、申請期間に合わせ10年目までの農作業計画を記載しています。2年目の5月から6月に定植を行い、中間管理を経て10月から11月に収

穫を見込んでいます。資料の15ページをご覧ください。利用する農業機械、農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、資料のとおりです。

次に営農への影響の見込みについてです。資料の16ページをご覧ください。生育に適した日照量の確保は、パネル下部から生育した葉を日照が確保できるアレイ間に伸ばすため支障は生じないと見込んでいます。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保は、支柱が最低地上高2m、最高地上高2.8mでパネル下部へのトラクター搬入も可能としています。下部の農地の単収は、地域の平均的な単収10a当たり2,400kgに対し80%の1,920kgを見込んでいます。資料の3～4ページは各申請地の太陽光パネルの配置図、資料の5ページは使用するパネルの形状です。次に6ページをご覧ください。以上の計画について、知見を有する者として、白子町認定農業者の★★さんの意見書が提出されております。知見者は以前よりサツマイモの栽培を行っており、意見書によりますと、適切な日射量が確保されていれば栽培に問題無く、本事業も遮光率の観点からは基準収穫量の8割以上を確保することが可能と判断出来るとのことです。

また、申請地の位置等からみて、周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要であり、農業振興地域整備計画を阻害する恐れのある計画については、認められないとされています。

以上が転用許可基準についての説明となります。

引き続きまして区分地上権に関する説明となります。3号議案です。申請地は、法目字五反田地先、畑1,024㎡の内260.76㎡です。山形県の★★さんが法目の★★さんの土地に区分地上権を設定しようとする申請です。申請理由は、太陽光パネルを農地の空中部分に設置するためです。

次に許可基準です。区分地上権の設定に係る3条許可の判断については、3条2項ただし書きの不許可の例外事由に該当するため、同項各号の全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件などの各要件を満たす必要はありませんが、処理基準において、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。営農条件への支障については、一時転用許可において判断されることになっており、賃借人等の権利者の同意については、農地の賃借人である★★さんから同意書を得ております。

なお、農林水産省からの通知により区分地上権設定の期間は支柱部分に対する一時転用期間と同じ期間とされており。

また、この3条許可の取扱いについては、転用許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされており。これは、転用が不許可となった時点でこの賃借権設定の効力が発生しないことから、区分地上権設定に係る目的が失われ、営農条件への支障のおそれがないことについて判定できなくなるため、許可できないものとするためです。従いまして、転用が許可であれば同時に許可、不許可であれば同時に不許可、という考え方になります。

以上が営農型発電設備の設置に係る議案説明となります。ご審議の程、よろしくお願します。

会長

第二小委員会の報告をお願いいたします。

第一  
小委員長

第二小委員会の報告をいたします。議案第2号、3号、8号は一体計画ですので合わせてご報告をさせていただきます。法目のこの場所につきましては、東隣で既に営農型太陽光発電を行っております。その下でサツマイモの作付けも行っており、その栽培状況も順調に生育しているように見受けられました。

また、今回の計画については、地元の説明会はコロナウイルスの影響で地域の話し合いは集まってされていないとのことですが、市のガイドラインに沿った計画で、都市計画課の条件も満たしているとのことですが、東隣と地面高が違うことから排水計画についていろいろと質疑が出まして、申請者に確認が必要であることから、第二小委員会においては、3条の許可申請は許可、5条の許可申請は、総会で

再度審議するとの意見となりましたことを報告します。

会長            ありがとうございます。説明及び小委員会からの報告は一括でございました。それでは審議していきます。地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員        この場所は、数年前までは★★さんがネギを作っていたのですが、いま現在は空き地となっております。排水の件なんですけれども、あそこは自然排水で今までも行っていたと思うので問題はないと思います。まず、3条は問題ないので許可でよろしいかと思えます。

会長            ★★委員、地元の状況はいかがでしょう。

★★委員        周辺農地の効率的な利用等に支障を及ぼす恐れはないというふうに確認しました。報告がありましたように許可要件は満たしているというふうに考えます。排水は、また別の次元での問題はあるかと思えます。

会長            ★★委員いかがでしょうか。

★★委員        資料の写真はパチンコ屋さんの駐車場から見たものなんですよ。そうすると、その向こうに見える太陽光発電は既に許可して完成してサツマイモを作っている場所ですね。説明会が開催されなかったとのことですが、南側にある住宅は了解されているんですか。

事務局         了解されているとのこと。

★★委員        了解されているのであれば良いのですが、それが気になったので。それと周囲の影響として、ここを営農型太陽光発電とした場合、向こう側の営農型太陽光発電のときに、排水面で周りを囲う築堤を作ったり、それとここは雨が降って大水になったら困るからと言って、特別な暗渠排水をやっていたはずなんですよ。そういうことを考えますと、やはり、ここもそういうふうにやっていたかかないと。水はけの面でも作物を作るのに困るのではないかと思えますし。そういう条件が満たされれば、問題なくよろしいかと思えます。

会長            ★★委員、どうぞ。

★★委員        ★★委員さんの意見ですけども、確認したところ、既に隣でやっている営農型太陽光発電と同様の条件で、排水の方は処理するということです。

会長            ★★委員どうぞ。

★★委員        事務局から今回、築堤に関しては、土砂の流出っていう話がありましたけども、事業支援者の★★さんと話したのは流出係数の話をして、それに伴っての築堤という話をされていたはずなんです。モデル事業としてやってくれて非常にありがたいって私が言ったにも関わらず、実際、現場は築堤なんかできてないんですよ。既存のところも。やっている時に暗渠排水のもみ殻を入れているのは確認をさせていただいたんですけども、作物をつくるには築堤をやると作りづらい。これはもっともな話で、その時の話として、粟生野での耕作物は芋を作るので、耕作が主なので、築堤は作らなくて良いという話で、地元が話をしたというふうに承っているわけなんです。そうすると話が違うんじゃないかなっていうのが、まず1つなんです。先程の説明ですと、土砂の流出を防止するって言った話なんですけど、流出係数は土砂じゃないですからね。それが確認できないと、モデル事業だって言ってもおかしいんじゃないかなっていう話になっちゃうので、きちんと精査していただき

たいと思います。捉え方が違うのであれば、それはこちらとしても考えなきゃいけないんですけども、話のやり取りは水のことで申し上げたはずですが。土なんかの話は、強いて言ったとすれば野際の高盛土で、あそこの話はあるかもしれませんが、それ以外については、水が低いところにも関わらず築堤を作るって言ったんだから、どんどんやっってくださいという話をしたつもりであります。

会長 排水関係等のお話が出ていますが、それについては後程、5条で審議をいたします。その時もう一度、事務局に説明からお願いしようと思っておりますので、まず一旦、3条の申請について審議をいたしたいと思います。★★委員、3条の許可申請についていかがでしょうか？

★★委員 3条の申請については、作物を作るということが主ですので、先程、★★委員が言ったように粟生野地区は築堤を作ることは、作物を作るには邪魔になるんじゃないかということとして、それは文書化もしてあります。そういった状況ですので築堤は設けておりません。だから、土砂の流出とか言いましても、やはり、過去にも、今までもネギを作るにしても、何を作るにしても、そこは農地であったことには変わらないと思うんですよ。それがネギではない他の作物のサツマイモになった場合に、サツマイモだから土砂の流出が起こりうるのか、先程の説明とは逆に矛盾するのかなと思うんですよ。築堤をするって言ったことがですね。だから、何故そういうことを言ったのか、ちょっと分からないんですけども、基本的には、作物を作るには私は築堤はいらないと思っています。3条申請については、問題はないと思いますので、許可でよろしいかと思っています。

会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは、まず3条許可申請の2号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案については、許可ということによって決定いたします。続きまして5条の8号議案ですが、先程から排水関係の意見がございますので、小委員会での意見を受けてもう一度、事務局からそれを踏まえて説明をお願いします。

事務局 先程の説明した内容と重なりますが、工事をやっている途中とか工事完了後に、土砂等が周りの農地に流出しないように築堤はやるということとして、また、築堤だけではなく、実際に申請地の圃場は水が溜まる場所であるため、そういった場所については、残留水の排除を目的としたもみ殻を疎水材として暗渠排水をやることを回答をされておりますので、排水に関しては問題ないと判断できるとは思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 作物を作る上では、それでベストだと思いますが、営農型太陽光発電事業を行うにあたって、十分気を付けるために、本来は必要でない築堤が土砂流出のためというのは初めて聞いたような気がして、それ以前は水の話でしていたと思うのです。★★委員は、築堤は農作物を作る上では必要ないとのことですが、それもおっしゃるとおりであると思います。言いたいことは、以前、「周りに迷惑をかけずに、これをモデル事業として行いたい」と話されていたので、そうであればどんどんやっていただき支援したいと思いましたが、これではモデル事業とは言えないのではないかと。

会長 ★★委員、ご意見いかがですか。

★★委員 ★★委員のご意見も分かりますが、いまの段階ではどこまでできるかは分かりませんが、事務局の説明のとおり、申請者は周囲に迷惑をかけないで行うとしているので、問題はないと思います。この件については許可相当で良いかと思っています。

ただ、暗渠排水については、やるやらないは問題があるんですよね。排水がしっかりしたところで暗渠排水をやれば良いけど、やったことで逆に水がいない時も畑に入ってきちゃうんですよ。これは、私の方の地区で経験済ですから、その地区によっては暗渠排水もよし悪しはあると思います。

会長

いろいろ皆さんがおっしゃっていることも分かります。最初にこの場所の現地調査をしたときに、排水のことが一番心配になって、ここで果たして耕作できるのかという話が委員の皆さんから出ていましたが、しかし奥で既にやっている場所は、地元とも協議をして実績を作って形ができているということも事実かと思えます。地元でしか分からない事情もあるかと思いますが、耕作をされる申請者の★★さんは認定農業者であります。また事業支援者の★★さんも実績を積んでモデル事業として行っていきたくて思われていますので、その都度、地元の委員さんが見守って意見を伝えていくことも必要かと思えますし、地元の委員さんにはお願いしたいと思えます。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

この地区は、そのさらに奥は荒れている土地であって、ただその中には赤道があると思うので、それを排水路として利用ができれば、その奥もできるのかなと思うので、それについては地元で協議して良い方向でできたらと思います。

会長

★★委員どうぞ。

★★委員

皆さんは、水の心配をしていらっしゃるんですけれども、先程、事務局から説明があったもみ殻については、普通の暗渠排水とはまた別の考え方ってことなんですよね。普通の暗渠排水は、もみ殻とかの疎水材を土に埋めて低い方に持って行くわけですが、あの圃場は、ほぼフラットで排水路みたいなものはないでしょう。では、なんでもみ殻を入れるかと言うと、表面上の停滞水を地下へ、地表から地下への水の滞留層なんです。一時的にそこで表面の滞留の水を下に浸透させて、そのもみ殻の中に一定期間水を滞留させて、蒸発などさせる等、そういう考えで入れているもみ殻でして、今までの暗渠排水とは違うわけですね。ですから、あの場所では周りに流れていくことはないでしょうね。意味合いとしてはそういったもので。

★★委員

いま★★委員がおっしゃったのは、最初に今やっている太陽光発電をやるときに暗渠排水っていうのは流れるところがなければ暗渠排水にならないと業者に言ったら、「いいえ、こういう方法があるんだよ」って言ったことで、そこはそういう暗渠排水をやっていますよね。だから、今度やるところも、同じようにそういうふうにやっていただいたら良くてことですよ。

★★委員

一時的に溜めるっていうことですね。

★★委員

では、大雨が降った場合、この水はどこに行くのでしょうか。その暗渠で収まらないときは、北側の荒れている方に行くのでしょうか。民家の方に行くことはないのでしょうか。最初の太陽光をやったときに、道路越しに向こうの畑に行くのでここは駄目だと話があったじゃないですか。それはないんですね。これができたから。ここも、流れのない暗渠排水をやれば問題ないということですね。

★★委員

そうですね。流れないってことで考えていると思います。

★★委員

わかりました。

★★委員

その点は業者の方ももみ殻を入れて、隣の圃場と同じように処理をすると話していました。あとこの排水は自然排水で低い所を流れて、ねぎぼうずから来る通り

に管が入っていて、それを横断してその脇にあるU字溝があるのですが、それで萱場から赤目川の方に流れています。

★★委員

議論を聞いていると、この地域の耕作条件の問題は排水ですよ。だから、会長が言ったようにあの地域の農業委員や推進委員の皆さんは、こういう問題1つ1つをどう解決したら良いかという意識でやっぱり検討していく必要があるんですよ。早くやった場所が良いって言ったらどうなるのか。あれがどんどん続いていったらどうなっちゃうのか。結局、同じことなんですよ。結局、たどり着くのは、排水問題だというわけだから、築堤とかもみ殻とか入れても、結局はそこにぶつかってしまうわけだから、それやっても腐っちゃいますよ。何を作ったって駄目。ですから、あの辺のそういう個々の問題を考える時も全体的な排水問題をよく見通した上で計画を作っていくっていうのが、モデル事業だというふうに思いますね。だからそういう問題意識でいて、今後も、かなり出る可能性がありますから、そういう目で見ていった方が良くと思います。今回は、5条の一時転用で、ブロック1つの話だから、それは今とそんなに変わるわけではないと思います。ただ、そういう展望をもって当たらないと結局のところは早くやったものはそれで済んだけど、後からやったらしわ寄せを受けるっていう可能性を考えたら、同じことなんで、その辺は地区全体をどうするかというのをいつも見据えて、議論していく必要があるというふうに思います。

会長

意見はいろいろ出ておりますが、この5条の一時転用の案件ですが、先程からも話が出ておりますが、やはり地元の中でまず問題提起をして、今後も繋げてゆくことが大事だと思いますのでお願いしたいと思います。★★委員、さらに意見があればどうぞ。

★★委員

ちょっとよろしいでしょうか。やることは全く構わないのですが、先程の話が気になっていて、どんどん整備すれば水が出やすくなるわけなんです。ですので、これをどんどんやっていくっていうのは、もう目に見えているわけなので、そうしますと溜めていると水が流れづらくなる。いっぱい降っちゃうと、もうどうにもならないので、田越だろうが低い方に流れてゆく。それを少しでも抑えてくれると、ちょっと違うかもしれませんが、田んぼダムみたいになるから良いモデル事業だなど理解したわけなんです。それを嵩畝にすれば良いじゃないかっていうのは、発想が違うのではないかと。事業をやること自体は良いのですが。

会長

特に法目地区においては、地元の説明会が、コロナ禍ということで、断念せざるを得なかったのですが、どんな形でも地元への説明会をやっていただきたいっていうのは、農業委員会としてもお願いをしてきてあります。ですから、今後、当地区で同じように申請があった場合、当然、地元への説明をして貰いながら、1つ1つ審議をしていくという流れは確立しております。そこで併せて、排水問題もその都度、明確にして、先に許可すればそれで良いのではなく、業者さんと地元の中で問題が起きたら繋げてゆく、修正していただくということが必要かと思えます。

★★委員

それはよろしいと思います。再三拘っているのは、やること自体は、全然やぶさかでないんです。ただ、モデル事業っていう話の中で、「水は開発すると流れやすくなりますので、それを抑えます。」と、業者は来ていただいて説明してくれているわけなんですよ。結局、一番気になっていることは「水が出たら、それを土地に溜めます。」っていうもみ殻については皆さんのお話ですと認識していると言いますが、耕作として考えると、出るものについては、溜まっちゃうと耕作物としては困る。でも、「やります」って話が消えちゃって良いのかどうかって話だけなんです。「そういうふうに行っていきますよ」って言ったのが、どうだったのか。私の記憶違いなら良いんです。「土砂の流出を考えるために築堤をやりますよ」っていう皆さんの認識が共通であれば良いんですが、私はそうは受けとめてなかったの

で、それをクリアしないと、どんどんやっていって水が出ますと、10、10、10と出ると30となります。それが止められないっていうことになるっていうことなんですね。1回許可が出て、同じように良いですってなっちゃうと、そうなったら困るので、ちょっと話を確認しているだけです。

会長

総会の審議は1度同じ場所でも、どういう形であっても、1つ1つの案件に対しては、慎重審議をしていくというスタンスは昔から変わってないはずですよ。例えば、これはモデル地区っていう話だからと言って、だから、これを簡単に許可しているってことではないかと思えます。特に地元の委員さん、意見はございますか。

★★委員

地元としては、★★委員のいう事も分かりますし、その方向でいきたいと思いますが、今回それが最初の足掛かりで、あの場所は耕地整理をしていないし、トラクターが入れるような道もないんですね。ただ赤道があるので、それを排水路として使えば、何とかなるんじゃないかなと思って。今現在、申請が出てきたところは1ヶ所なんですけれども、それ以外にもまだ計画があるようですので、その辺のところは総合的に考えて、ちゃんとした排水が直接にできるのかは分かりませんが、できるようにはしたいと地元としても思っております。

会長

★★委員のご意見は、業者さんがモデル地区として、これからこうやってゆくと書いていた内容と違っているのではないかというご意見ですよ。★★委員どうぞ。

★★委員

モデル事業とは言っても、まだモデル事業と言えるまではできていないと思うんです。あの場所はこれから手を入れていかなければならないと思うので、耕地整理して貰えるのが一番良いのですが、それができない状態なので。地元としては冬場の火災などを考えると、どうにかしてこの機会に排水路等を整備していきたいと思っていて、地元でもじっくり協議が必要ですが、いまこれが足掛かりとして出ますので、最初から出鼻を挫かれると先が進まなくなると思っています。

★★委員

私が質問したので、それで回答としては、「やっていきます」と言っていたにも関わらず……。実際に耕作物を作るには不条理っていうか、不合理だと思います。ただ、営農型太陽光はいろいろ問題があったにも関わらず、事業者がそこまで責任を持ってやるというのだったら、やってもらっても良いんじゃないかっていう話になったはずだと思っているんです。ですので、記憶違いかもしれませんが、その質問をさせていただいているわけで……

会長

事業支援者の★★さんとはですね、今までいろいろ話を伺い説明を受けてきました。特に法目の案件が非常に多くて、前にご報告しましたけれども、★★の★★会長さん、★★の代表の★★さんと、そして私と職務代理者と4名で、市役所で最後にいろいろと話を伺って話をした時がありました。そこで農業委員会は農地法に則って審議しているのであって、それについては農業委員会の指導には従って欲しいということと、やはりあらゆる角度から見ても地元が中心となるので、地元には誠実にきちんと対応してほしいということを伝えました。当初は営農型がどんどん出てきて問題も多く混乱もあり、いろいろありましたが、ただ事業支援者の★★の★★会長さんは話を十分聞いてくれて、それに対して理解してくれる方なんです。ですから、今日の意見も付け加えて、またしっかり繋いでいきたいと思えますし、一番大事なことは、あの時言ったからこうだと言うことよりも、私共は常に1つ1つ上がった案件に対して慎重審議をしていくってことが、一番大事なことだと思います。ですから、やはり地元の委員さんを中心に、問題があれば、良い形をとっていかねばならないと思います。この案件は★★委員いかがでしょうか。皆さんはご承認いただいているようだけれども、いずれにしても、今後も申請が

上がってきた場合は、それで終わりではなく、問題がある場合は伝えていく必要があると思います。

★★委員

再三言っていますが、反対をしているわけじゃないんです。やっってもらう事は良いと思います。ですが、今後の申請があることを考えると、そういうことを議論しましたよってということを言っているだけです。

会長

わかりました。他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは5条の8号議案について、最終的に決を採りたいと思います。許可相当ということよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは8号議案については、許可相当ということ決定いたします。区分地上権の3号議案については、先程の事務局の説明のとおりとなります。ここで一旦休憩を取りたいと思います。

(休憩)

会長

それでは会議を再開いたします。農地法第3条の規定による許可申請について、4号から6号議案の説明を事務局からお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。第4号議案です。申請地は法目字木戸沖地先、畑1, 157㎡を売買しようとする申請です。買受人は粟生野の★★さん、売渡人は法目の★★さんです。申請理由は、経営規模を拡大して収益の増加を図りたいためとのことです。買い受ける農地にてサツマイモの栽培を計画しています。

次に許可基準です。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、管理機、噴霧器、田植機、コンバイン等を所有しています。その他、定植機、ツル刈り機をリースで借り受ける計画です。労働力、技術については、世帯員1名及び臨時雇用の2名を含め3名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、集落の話し合い活動・農道水路の維持管理活動等に積極的に参加するとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして第5号議案です。申請地は綱島宇平沼地先外1筆、田2, 508㎡を売買しようとする申請です。買受人は綱島の★★さん、売渡人は東京都の★★さんです。申請理由は、自作地の隣接で耕作しやすいためとのことです。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準です。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機、耕運機を所有しています。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係について、農薬の使用については出来る限り少なくし、定期的に草刈りを行い、周辺の農地に影響を及ぼさないよう努めていくとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして第6号議案です。申請地は北塚字中本田地先、田846㎡を売買しようとする申請です。買受人は北塚の★★さん、売渡人は陸沢町の★★さん外2人です。申請理由は、自宅から近く耕作しやすいためとのことです。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準です。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、コンバイン、トラクター、田植機、乾燥機、もみすり機を所有しています。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係について、集落の話し合い活動に積極的に参加するとともに、地域の方々と調和を図りながら農業経営をしていくとのことです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上です。

会長 第二小委員会の報告をお願いします。

第二小委員長 第二小委員会の審議結果の報告をいたします。第4号から6号議案については、いずれも許可の判断となりましたことを報告します。

会長 それでは審議いたします。4号議案です。地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員 特に許可に対する問題点はございません。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 綺麗に管理されている土地であります。問題はないので許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは4号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして5号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 ★★さんは、隣接地も本人の所有地であり以前からこの土地を手伝って、綺麗に耕作されていますので問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 ★★委員と同じ意見となりますが、★★さんは綺麗に耕作して管理されている方ですので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは5号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして6号議案です。地元の★★委員いかがですか。

★★委員 先日、ご本人と会って話をしましたが、今後も綺麗に管理されていかれると思いますので、特に問題はないです。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

ここは★★さんが手伝って綺麗に耕作されています。★★さんは手広く行っておりますが、まだ、若いので十分対応できると思います。許可でよろしいと思います。

会長 それでは6号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案については、許可ということで

決定いたします。続きまして農地法第4条の規定による許可申請について、7号議案です。事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。

7号議案です。申請地は、下永吉字西片前地先、田410㎡です。下永吉の★★さんが自己所有地に対し、土砂等を利用した農地造成を行うための一時転用の申請です。申請理由及び土地選定理由は居住地から近接している所有地のためとのことです。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市環境保全課に特定事業許可適用除外届出書が提出されております。土地利用計画としては、80cmの埋立てを行います。造成のための土砂は、茂原北部開発に伴うガス管の埋設配管工事にて発生した建設発生土を搬入する計画です。隣地境界から法面を設けて土砂流出防止策を講じます。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

一時転用について、許可期間は令和4年3月31日までとしており、事業完了後の農地復元誓約書、作付け誓約書、作付け計画書が提出されております。説明は以上でございます。

会長

第二小委員会の報告をお願いします。

第二  
小委員長

第二小委員会の審議結果の報告をいたします。第7号議案ですが、80cm程度の埋立てをしますが、入れる土についても必要書類は提出されており、農地造成のための一時転用で、その後も畑で利用されるとのことですので許可相当の判断となりました。

会長

★★委員いかがでしょうか。

★★委員

野菜を作ると聞いています。隣接する宅地と地続きであり利便性を高めるためですので、問題はないと思います。

会長

★★委員いかがでしょうか。

★★委員

造成して何を作る計画をされているのでしょうか。

事務局

造成後はジャガイモを作付する計画となっております。

★★委員

わかりました。特に問題はないと思いますので許可相当でよろしいと思います。

会長

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは7号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは7号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について、9号議案から12号議案、それと農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、13号議案から15号議案の説明を事務局よりお願いします

事務局

農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明します。

9号、13号議案です。一体計画ですので、併せてご説明いたします。申請地は、

下太田字青柳地先外1筆、田959㎡です。長生村の★★さんが、船橋市の★★さん外1人から土地を買い受けて、事務所及び倉庫用地とする申請です。申請地は、昭和63年5月20日付けで貸倉庫・貸事務所用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、バブル崩壊による資金難と借手不在のため、計画を変更するものです。申請理由は事業拡大のため、土地選定理由は、県道に面し、交通その他立地条件が良いためとのことです。事業計画として建築面積68.57㎡の事務所1棟と建築面積12.89㎡の物置1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請は有りません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず、整地のみです。排水は合併浄化槽処理後、蒸発散装置による宅内処理とします。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

なお、小委員会でご質問があった排水計画における蒸発散装置の地域への確認ですが、★★自治会から承知書が、★★土地改良区に關しましては了解を得ているとのことを申請代理人より連絡がありました。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして10号議案です。申請地は、早野字日影地先、畑297㎡、農地以外の土地1,008㎡の内608㎡、合計905㎡です。柏市の★★さんが、早野の★★さんから土地を買い受けて、倉庫用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、貸倉庫の需要が伸びているため、圏央道から近く近隣に民家が無いためとのことです。事業計画として、建築面積165.62㎡の倉庫1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請は有りません。周辺農地の営農条件への支障について、造成工事を行いません。排水は、雨水自然浸透のみです。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして11号、15号議案です。一体計画ですので、併せてご説明いたします。申請地は、八幡原字東原地先、田236㎡です。東京都の★★さんが、七渡の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請地は、昭和50年12月17日付けで住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、住宅の建設が必要でなくなったため、計画を変更するものです。申請理由は現在の住まいが手狭になったため、土地選定理由は、実家が近隣にあるためとのことです。事業計画として建築面積65㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請は有りません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず、整地のみです。排水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は、東郷字宮ノ台地先、畑419㎡です。柏市

の★★さんが、茂原の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在の住居では手狭になったため、土地選定理由は面積や価格等で条件が合ったためとのことです。事業計画として、建築面積119.24㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市土木管理課に道路工事施行承認を得ております。周辺農地の営農条件への支障について、造成工事はいりません。排水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

14号議案です。変更前と変更後の図面を配布しております。変更前の赤く丸が付いている箇所が変更箇所となりますので併せてご覧下さい。申請地は柴名字柳谷地先外78筆、田48,045㎡、畑44,435㎡と一体利用する農地以外の土地72,329.93㎡、合計164,809.93㎡です。本申請は、東京都の★★さんが建売分譲及び野球練習グラウンド用地とする申請です。

当初許可は平成10年8月19日付け農林水産省指令10関政第763号により許可を受けたのち、平成22年7月26日付け22関計第92号(振)により計画変更承認、平成30年8月10日付け千葉県指令第677号により計画変更承認、令和2年3月5日付け千葉県農振指令第1427号により計画変更承認を受けております。

今回の申請は、ラウンドアバウト形式の交差点の採用や街区道路の変更などの理由により計画の一部を変更する申請です。具体的な変更事項については、建売分譲戸数256戸から261戸への変更、工区の変更、道路位置の変更、道路高及び地盤高の変更、緑地面積の減少、公園面積の減少、排水計画の変更です。

今回の変更による新たな農地の取得はありません。周辺農地の営農条件への支障について、排水計画には変更がありません。雨水は道路側溝、管渠を経て調整池に集水後、阿久川・赤目川流域へ接続する計画、汚水は各宅地内で合併浄化槽による処理後、管渠を経て阿久川調整池から放流路に接続する計画です。

他法令に基づく申請として、市都市計画課へ開発行為変更許可申請が、北部林業事務所へ林地開発変更許可申請が、それぞれ提出されております。

承認手続きにあたり要件をすべて満たしているかどうかについて、添付すべき必要書類で確認しております。説明は以上でございます。

会長 第二小委員会からの報告をお願いします。

第二小委員長 第二小委員会の審議結果の報告をいたします。まず第9号議案と計画変更の13号議案ですが、排水計画について前面の県道には排水できないため蒸発散装置を使用することとして、地元の確認を得られているのか、また他に術がないか等の質問が出ました。これにつきましては、申請人に確認後、総会で審議することとなりました。その他の10号から15号についてはいずれも問題はなく許可相当の判断となりました。

会長 それでは、順次審議いたします。まず9号議案及び計画変更の13号の一体計画です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 排水については、地元自治会並びに土地改良区の理解を得たということであります。現在、用地内の真竹の伐採をして整理しております。特段の問題はないと思われれます。

- 会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは9号及び13号議案ですが、排水計画は地元の了解を得ており、地元でも問題ないとの意見ですので許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号及び13号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 隣接する道路沿いの部分は以前建物があったのですが、現在は無くなっております。その脇に倉庫を建てるということであります。第2種農地であり、特に問題はないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 第2種農地でありますし、特に問題はないので許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは10号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして11号議案及び計画変更の15号議案の一体計画です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 だいぶ昔ですけど、すでに住宅で許可済みの案件が計画変更ということですから。周辺一帯も既に住宅地として住宅が建っておりますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは11号及び15号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号及び15号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして12号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 第2種農地であり、周囲も市街地が著しくなっております。問題はないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 この場所は東中学校の南側で、周りは住宅の密集地帯であり問題はないと思いますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは12号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして計画変更の14号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 変更は所定の手続きをもって行っていることとありますし、新たに農地が変わることはないということとありますので、問題はないと思います。
- 会長 私も地元の自治会等は報告を受けているので問題ないと伺っております。他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは14号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。この案件につきまして

は議事参与制限を受ける委員がいらっしゃいます。★★委員におかれましては議案第16号の審議が終了するまでご退席をお願いいたします。

(★★委員退出)

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)ご説明します。

(内容等について説明する。)

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声)それでは16号議案については承認とさせていただきます。

(★★委員入室)

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
- ・公共事業に伴う廃土処理事業の届出について
- ・その他

会長

以上で本日の総会を終了します。